

改正概要説明書	
国名：ベネルクス	法令名：知的財産条約
改正情報：2014年12月16日改正，2018年6月1日施行	
改正概要：	
<p>1. ベネルクス知的所有権庁の決定に対する上訴は，全てベネルクス司法裁判所に提起することとなった。これに伴い，第2.12条，第2.13条(3)及び(4)，第2.17条が廃止され，第1.15条の2が新設された。(第1.15条の2，第2.8条，第2.10条，第2.11条，第2.12条，第2.13条，第2.17条，第2.18条)</p> <p>2. 旧法では，登録商標の無効又は取消審判は裁判所に提起しなければならなかったが，改正で，ベネルクス知的所有権庁に対して請求できるようになり，司法手続きを開始する必要はなくなった。(第2.30条の2，第2.30条の3，第2.30条の4，第3.13条，第4.5条)</p> <p>3. 旧法では第2.14条(1)(a)の異議申立事由として第2.3条(c)が除外されていたため，著名商標の所有者による異議申立は難易度が高かったが，改正により第2.3条(c)も異議申立事由となり，著名商標の所有者による異議申立てに門戸が開かれた。(第2.14条)</p>	
改正内容：	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>第1.15条の2，第2.30条の2，第2.30条の3，第2.30条の4</b> 新設条文である。</li> <li>・ <b>第2.8条，第2.10条，第2.11条，第2.13条，第2.18条</b> 準拠条文が変更された。また，上訴に関する規定が削除された。</li> <li>・ <b>第2.14条</b> 異議申立事由が改訂された。</li> <li>・ <b>第2.16条</b> 異議申立手続きの停止事由が明確化された。</li> <li>・ <b>第2.12条，第2.17条</b> 廃止された。</li> <li>・ <b>第3.13条</b> 拒絶の手続きが簡略化した。</li> <li>・ <b>第4.5条</b> 異議，無効及び取消の申立に対する庁の役割を明確化した。</li> </ul>	